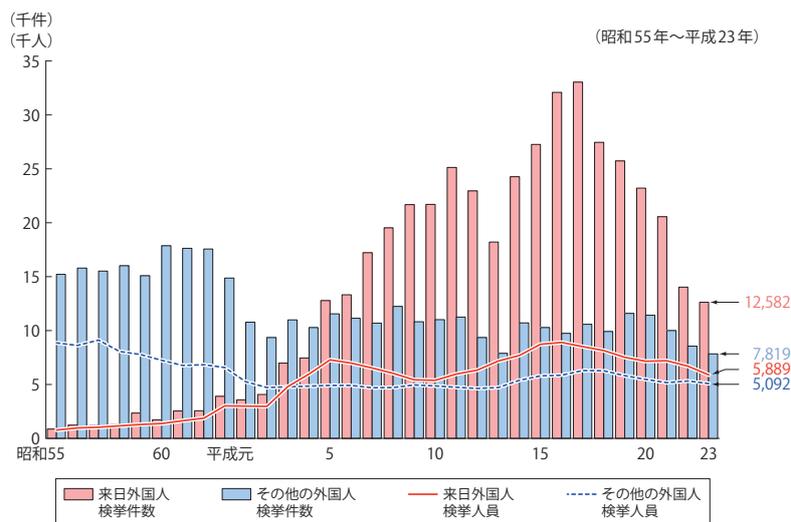


## 第4編 各種犯罪者の動向と処遇

### 1 外国人犯罪者

4-1-2-1 図は、外国人による一般刑法犯の検挙件数及び検挙人員の推移（昭和55年以降）を、来日外国人とその他の外国人の別に見たものである。

4-1-2-1 図 外国人による一般刑法犯 検挙件数・検挙人員の推移



注 警察庁の統計による。

来日外国人による一般刑法犯の検挙件数は、平成14年から急増し、17年に過去最多となったが、その後、減少に転じ、23年は1万2,582件（前年比10.3%減）であった。検挙人員は、16年に過去最多となった後、減少に転じ、23年は5,889人（同12.2%減）であった。その他の外国人も合わせた外国人による一般刑法犯の検挙件数は、17年に過去最多の4万3,622件を記録した後、18年から減少に転じ、23年は2万401件（前年比9.6%減）であった。また、外国人の検挙人員は、11年から増加し、17年に過去最多の1万4,786人を記録した後、18年から減少に転じ、23年は1万981人（同8.7%減）であった。同年における一般刑法犯検挙人員総数（30万5,951人）に占める外国人の比率は3.6%であった。

平成23年における来日外国人による一般刑法犯の検挙件数の罪名別構成比を見ると、窃盗が73.2%を占めており、その検挙件数は、17年に過去最多を記録した後、18年から減少に転じ、23年は9,210件（前年比12.1%減）であった。傷害・暴行の検挙件数は、近年増加が著しく、23年は、14年と比較して約1.5倍になっている。

平成23年における来日外国人による窃盗について、検挙件数の手口別構成比を見ると、空き巣の構成比が35.2%と高く、次いで、万引き（30.9%）、自動車盗（6.8%）、車上ねらい（5.3%）の順に多くなっている。

来日外国人による特別法犯の送致件数は、平成16年に過去最多を記録した後、減少に転じ、23年は、送致件数4,690件（前年比18.9%減）であった。

平成23年における来日外国人被疑事件（一般刑法犯及び道交違反を除く特別法犯に限る。）の検察庁新規受理人員の国籍等別構成比を見ると、地域別では、アジアが79.2%を占め、国籍等別に見ると、中国（香港及び台湾を含む。）(37.2%)、韓国・朝鮮（14.2%）、フィリピン（9.7%）、ベトナム（6.8%）、ブラジル（6.7%）の順であった。

平成23年における外国人の入所受刑者は、1,136人（前年比11.9%減）であった。F指標入所受刑者（日本人と異なる処遇を必要とする外国人）の人員は、10年から急増し、16年に1,690人まで増加したが、17年から毎年減少し続け、23年は591人であった。

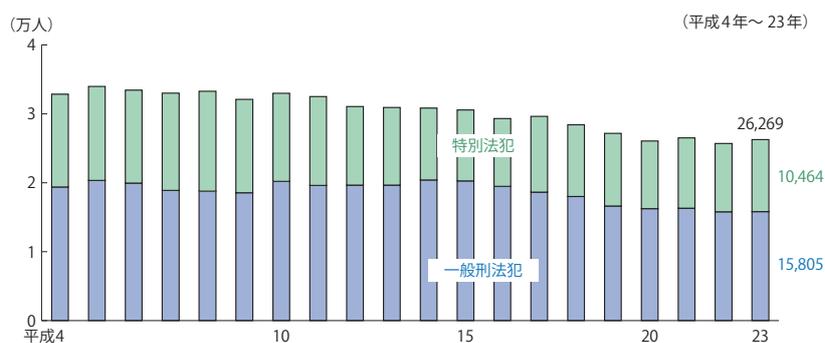
来日外国人犯罪少年について、平成23年における送致人員を国籍等別に見ると、フィリピン222人（24.4%）、ブラジル171人（18.8%）、中国（香港及び台湾を含む。）157人（17.3%）、韓国・朝鮮86人（9.5%）、ペルー77人（8.5%）、ベトナム44人（4.8%）の順であった。また、罪名別に見ると、窃盗489人（53.9%）、横領（遺失物等横領を含む。）144人（15.9%）、傷害89人（9.8%）、住居侵入31人（3.4%）、入管法違反21人（2.3%）の順であった。

## 2 暴力団犯罪者

平成23年における暴力団構成員等（暴力団の構成員及び準構成員）の人員は、14年と比べ、構成員が約25%減少し、3万2,700人となり、準構成員は約10%減少し、3万7,600人となった。

4-2-2-1図は、暴力団構成員等の検挙人員（一般刑法犯及び交通法令違反（平成15年までは交通関係4法令違反に限る。）を除く特別法犯に限る。）の推移（最近20年間）を見たものである。

4-2-2-1図 暴力団構成員等の検挙人員の推移



注 1 警察庁刑事局の資料による。  
 2 平成15年までは、一般刑法犯及び交通関係4法令違反を除く特別法犯に限り、16年以降は、一般刑法犯及び交通法令違反を除く特別法犯に限る。

暴力団構成員等の検挙人員は、平成15年まで3万人台で推移していたが、16年からは3万人を下回り、23年は2万6,269人（前年比2.3%増）であった。罪名別に見ると、覚せい剤取締法違反が最も多く、次いで、窃盗、傷害、詐欺、恐喝の順であった。

平成23年における暴力団構成員等の検挙人員の検挙人員総数に占める比率は、全体では6.9%であり、罪名別に見ると、一般刑法犯では、恐喝（46.9%）、賭博（44.9%）、逮捕監禁（44.6%）が高く、特別法犯では、自転車競技法違反（97.9%）、競馬法違反（91.3%）、覚せい

い剤取締法違反（55.3%）で高い。なお、暴力団相互の対立抗争事件数は、平成20年以降、減少していたが、平成23年は、13件と増加した。

平成23年における暴力団関係者（集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の構成員及びこれに準ずる者）の起訴率は、一般刑法犯及び道交違反を除く特別法犯の全体で60.8%であり、検察庁全終局処理人員において46.6%であったのと比べて顕著に高い。

平成23年における暴力団関係者（犯行時に暴力団対策法に規定する指定暴力団等に加わっていた者及びこれに準ずる者）の入所受刑者人員は、2,359人であり、入所受刑者総数の9.3%を占める。そのうち、2年を超える刑期の者（無期徒刑を含む。）の構成比は46.7%、入所度数が2度以上の者の構成比は78.8%であり、いずれも入所受刑者全体と比べて高い。

### 3 薬物犯罪者

4-3-1-1 図は、覚せい剤取締法違反（覚せい剤に係る麻薬特例法違反を含む。）の検挙人員の推移（最近20年間）を見たものである。

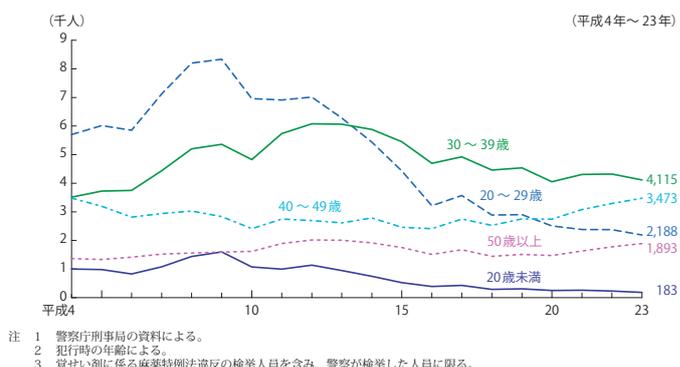
4-3-1-1 図 覚せい剤取締法違反 検挙人員の推移



覚せい剤取締法違反の検挙人員は、平成7年から増加傾向に転じ、9年には2万人近くに達したが、13年以降は、おおむね減少傾向にあった。21年からは微増傾向にあるが、23年は前年から1%減少した。

4-3-1-2 図は、覚せい剤取締法違反の年齢層別の検挙人員（警察が検挙したものに限る。）の推移（最近20年間）を見たものである。

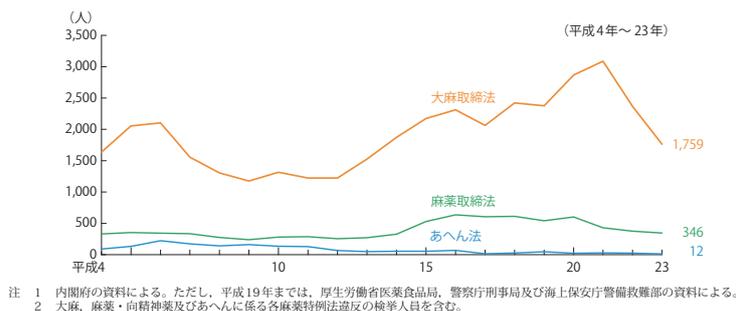
4-3-1-2 図 覚せい剤取締法違反 検挙人員の推移（年齢層別）



覚せい剤取締法違反の検挙人員の推移を見ると、20歳代の者の検挙人員は、平成13年まで、他の年齢層の者と比べて最も多かったが、その後、相当な減少傾向にあり、14年からは、30歳代の者の検挙人員が最も多い。20歳未満の者の検挙人員は、10年から減少傾向が続いており、23年は前年より19.7%減少した。

4-3-1-4図は、大麻取締法、麻薬取締法及びあへん法の各違反（それぞれ、大麻、麻薬・向精神薬及びあへんに係る麻薬特例法違反を含む。）の検挙人員の推移（最近20年間）を見たものである。

4-3-1-4図 大麻取締法違反等 検挙人員の推移



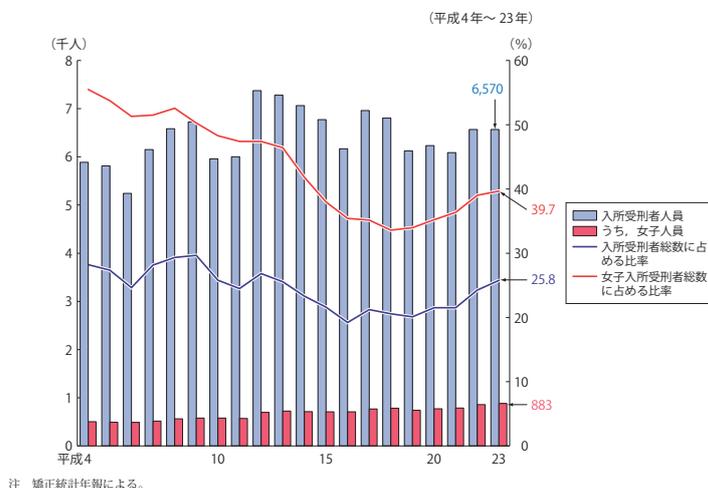
大麻取締法違反の検挙人員は、平成13年以降、21年まで顕著な増加傾向を示していたが22年から減少に転じた。23年は、1,759人と前年から25.7%減少したものの、12年の約1.4倍と依然高水準にある。麻薬取締法違反についても、13年以降、やや増加傾向にあったが21年から減少に転じ、23年は、346人（前年比7.7%減）であった。

なお、毒劇法違反の送致人員は、平成8年以降、1万人を割り、23年は、604人と、昭和57年のピーク時（3万6,796人）の1.6%に減少した。

また、平成23年における麻薬特例法違反の検挙件数は、42件であり、通常第一審における没収・追徴金額は、約8億7,000万円であった。

4-3-3-3図は、覚せい剤取締法違反による入所受刑者人員の推移（最近20年間）を見たものである。

4-3-3-3図 覚せい剤取締法違反 入所受刑者人員の推移

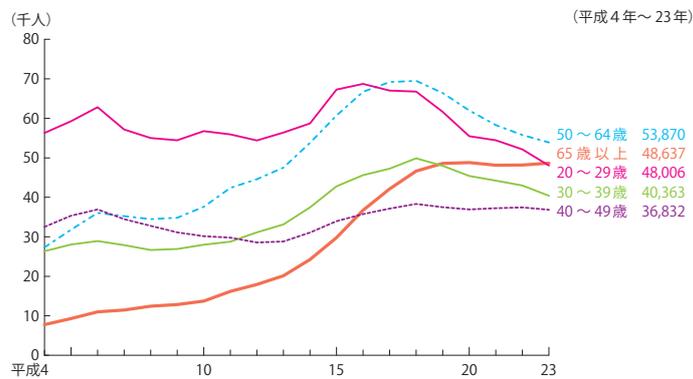


平成23年の覚せい剤取締法違反による入所受刑者の人員は、8年とほぼ同程度の水準にあるが、女子は、増加傾向にあり、23年は8年の約1.6倍に増加した。その年齢層別構成比を見ると、全体では、30歳から49歳の者が約7割を占めるが、女子は、男子と比べ、30歳代以下の年齢層の者など比較的若年の者が多い傾向にある。

## 4 高齢犯罪者

4-4-1-1図は、一般刑法犯について、年齢層別の検挙人員の推移（最近20年間）を見たものである。

4-4-1-1図 一般刑法犯 検挙人員の推移（年齢層別）

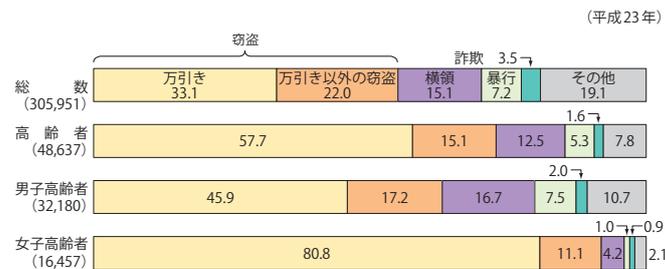


注 1 警察庁の統計による。  
2 犯行時の年齢による。

高齢者の検挙人員は、他の年齢層の者とは異なり、増加傾向が著しく、平成23年は、4年の検挙人員の約6.3倍となっている。これを人口比の推移で見ると、高齢者の一般刑法犯検挙人員の人口比は、他の年齢層より相対的に低いが、平成4年との比較で、23年の人口比の伸び率を見ると、20～29歳で約1.1倍、30～39歳で約1.4倍、40～49歳で約1.3倍、50～64歳で約1.7倍に上昇している一方、高齢者では約3.4倍にまで上昇しており、最近の高齢犯罪者の増加の勢いは、高齢者人口の増加をはるかに上回っている。

4-4-1-3図は、平成23年における高齢者の一般刑法犯検挙人員の罪名別構成比を男女別にみたものである。

4-4-1-3図 一般刑法犯 高齢者の検挙人員の罪名別構成比（男女別）

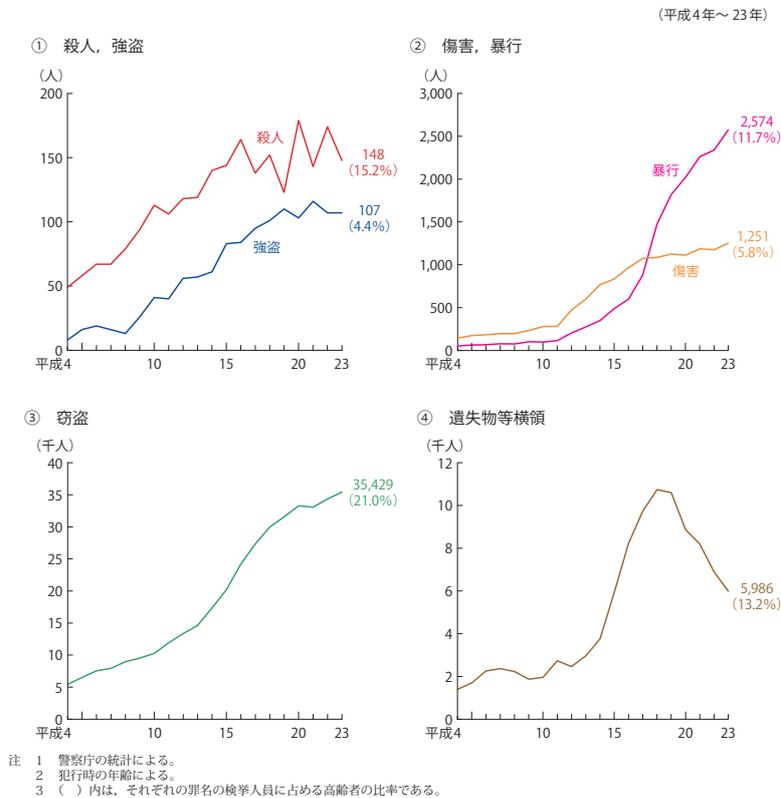


注 1 警察庁の統計による。  
2 犯行時の年齢による。  
3 「横領」は、遺失物等横領を含む。  
4 ( )内は、実人員である。

一般刑法犯全体と比べて、高齢者では窃盗の割合が高いが、特に女子では、91.9%が窃盗であり、しかも万引きによる者が80.8%と際立って高い。

4-4-1-4 図は、刑法犯の幾つかの罪名について、高齢者の検挙人員の推移（最近20年間）を見たものである。

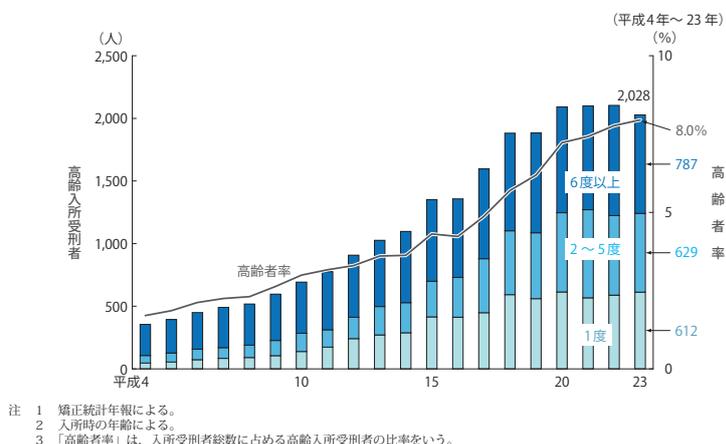
4-4-1-4 図 高齢者の検挙人員の推移（罪名別）



高齢者の一般刑法犯検挙人員の大半を占める窃盗において、この20年間で検挙人員の増加が認められるが、さらに、重大事犯である殺人及び強盗、粗暴犯である傷害及び暴行においても検挙人員が増加している。

4-4-2-2 図は、高齢者の入所受刑者人員の推移（最近20年間）を入所度数別に見たものである。

4-4-2-2 図 高齢者の入所受刑者人員の推移（入所度数別）



高齢者の入所受刑者人員は、最近20年間、ほぼ一貫して増加傾向にあり、また、入所受刑者全体と比べて、再入者（受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者）の割合が高いが、20年前と比べて初入者（受刑のため刑事施設に入所するのが初めての者）も著しく増加している。

高齢者の保護観察開始人員も、増加傾向にある。なお、高齢者の仮釈放率（平成23年は31.3%）は、出所受刑者全体の仮釈放率（同51.2%）と比べて低い。高齢者では、引受人がないなど、釈放後の帰住先が確保できない者が多いことなどによると考えられる。

## 5 精神障害のある犯罪者等

### (1) 犯罪の動向等

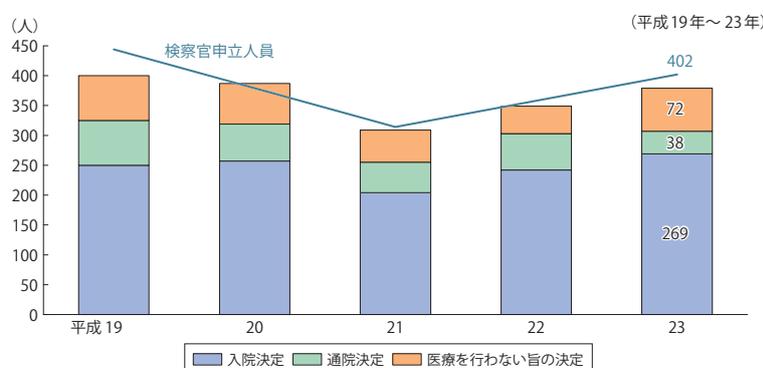
平成23年における一般刑法犯の検挙人員30万5,631人のうち、精神障害者は1,533人（前年比15.6%増）、精神障害の疑いのある者は1,558人（同0.1%増）であり、精神障害者等（精神障害者及び精神障害の疑いのある者）の比率は、1.0%であった。精神障害者等による罪名別の検挙人員は、窃盗（1,233人）が最も多く、精神障害者等総数3,091人の39.9%を占めている。また、罪名別検挙人員総数に占める精神障害者等の比率は、放火（22.4%）、殺人（14.3%）において高かった。

### (2) 心神喪失者等医療観察制度

心神喪失者等医療観察制度は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、継続的かつ適切な医療及びその確保のために必要な観察・指導を行うことによって、病状の改善とこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進することを目的としている制度であり、平成17年7月15日から施行されている。

4-5-3-2図は、検察官申立人員及び審判の終局処理人員の推移（最近5年間）を見たものである。

4-5-3-2図 検察官申立人員・地方裁判所の審判の終局処理人員の推移

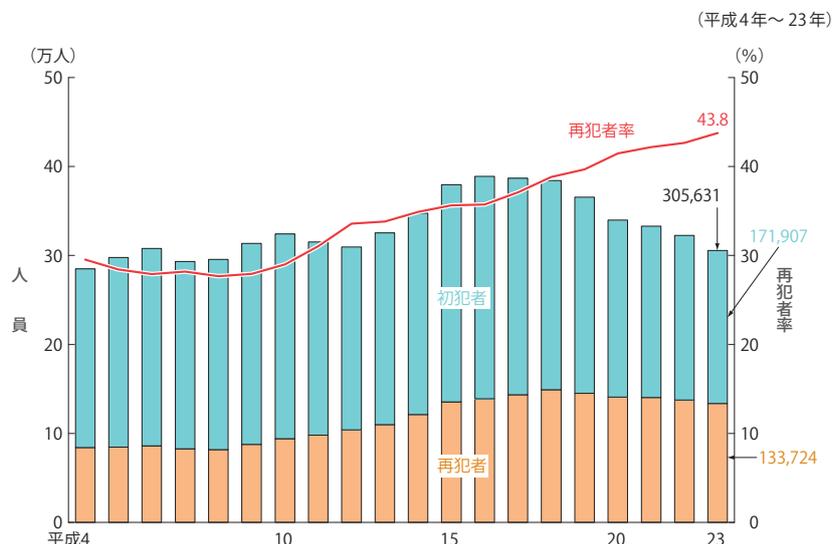


注 司法統計年報及び法務省刑事局の資料による。

## 6 再犯者

4-6-1-1 図は、一般刑法犯により検挙された者のうち、再犯者（前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者）の人員及び再犯者率（検挙人員に占める再犯者の人員の比率）の推移（最近20年間）を見たものである。

4-6-1-1 図 一般刑法犯検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移

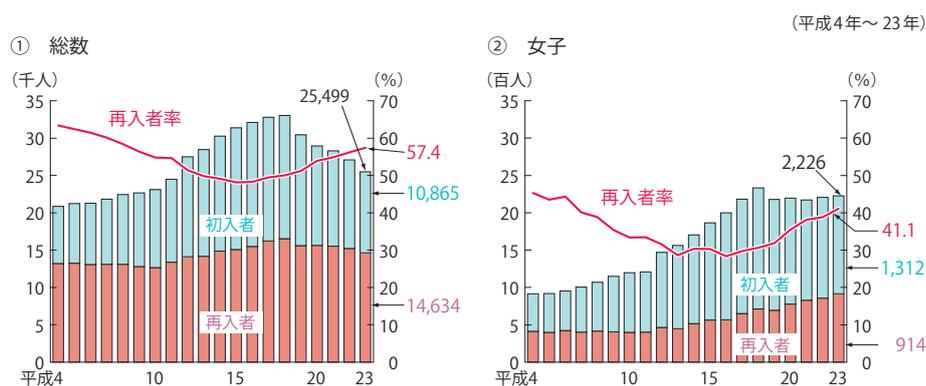


注 1 警察庁の統計による。  
 2 「再犯者」は、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。  
 3 「再犯者率」は、検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

一般刑法犯により検挙された者のうち、再犯者の人員は、平成9年から増加し続けていたが、19年からは5年連続で若干減少し、23年は13万3,724人（前年比2.8%減）であった。再犯者率は、9年から一貫して上昇し続け、23年は43.8%（同1.1pt上昇）であった。

4-6-3-1 図は、入所受刑者について、初入者・再入者別の人員及び再入者率（入所受刑者人員に占める再入者の人員の比率）の推移（最近20年間）を見たものである。

4-6-3-1 図 入所受刑者人員（初入・再入別）・再入者率の推移（総数・女子別）



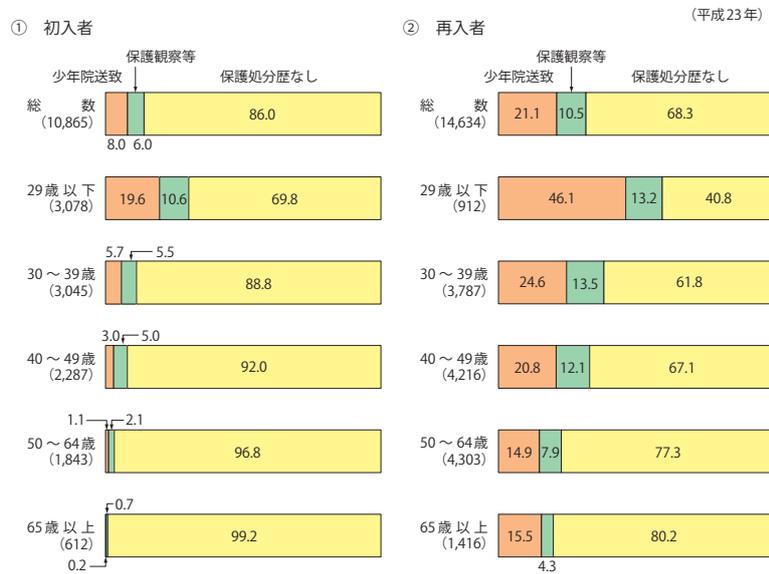
注 矯正統計年報による。

入所受刑者のうち、再入者の人員は、平成11年から毎年増加した後、19年からはほぼ横ばい状態にあったが、23年は1万4,634人であった。再入者率は、16年から毎年上昇し続けており、23年は57.4%であった。

女子について見ると、再入者の人員は、平成12年以降、増加傾向にあり、23年は914人であった。再入者率は41.1%と男子（59.0%）より低いですが、17年からは毎年上昇し続けている。

4-6-3-3図は、平成23年における入所受刑者の保護処分歴別構成比を、初入・再入別、年齢層別に見たものである。

4-6-3-3図 入所受刑者の保護処分歴別構成比（初入・再入別・年齢層別）

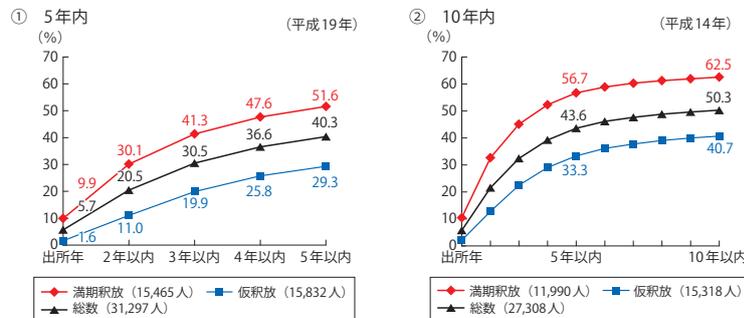


注 1 法務省大臣官房司法行政部の資料による。  
 2 入所時の年齢による。  
 3 「保護観察等」は、保護観察又は児童自立支援施設・児童養護施設送致である。  
 4 複数の保護処分歴を有する場合は、少年院送致、保護観察等の順に、最も先に該当するものに計上している。  
 5 ( )内は、実人員である。

有保護処分歴者の占める割合は、初入者、再入者ともに、若い年齢層の者ほど高い。どの年齢層においても再入者は、初入者と比べて有保護処分歴者の割合が高いが、特に、29歳以下の若年の再入者では、約6割の者に保護処分歴がある。また、保護処分歴の中でも、ほぼ全ての年齢層において、少年院送致歴のある者の割合が高く、その傾向は再入者において顕著である。

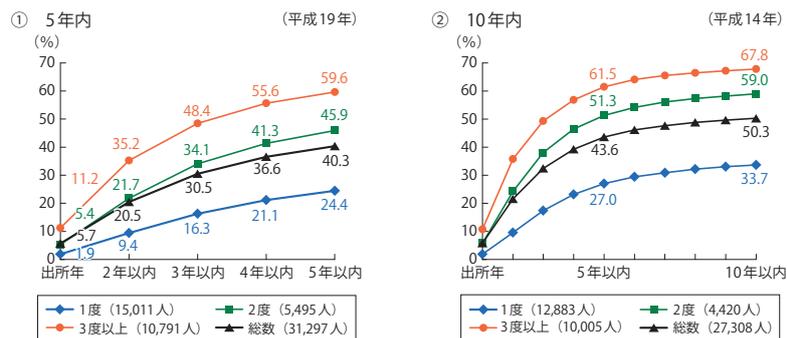
4-6-3-4図は、平成14年及び19年の出所受刑者について、出所年を含む5年又は10年の間、累積再入率（各年の年末までに再入所した者の累積人員の比率）を出所事由別（満期釈放又は仮釈放の別）に見たものであり、4-6-3-5図は、これを入所度数別に見たものである。

4-6-3-4図 出所受刑者の出所事由別累積再入率



注 1 法務省大臣官房司法行政部の資料による。  
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放又は仮釈放の者を計上している。  
 3 「累積再入率」は、①では平成19年の出所受刑者の人員に占める同年から23年までの各年の年末までに再入所した者の累積人員の比率を、②では14年の出所受刑者の人員に占める同年から23年までの各年の年末までに再入所した者の累積人員の比率をいう。

4-6-3-5図 出所受刑者の入所度数別累積再入率



注 4-6-3-4図の脚注に同じ。

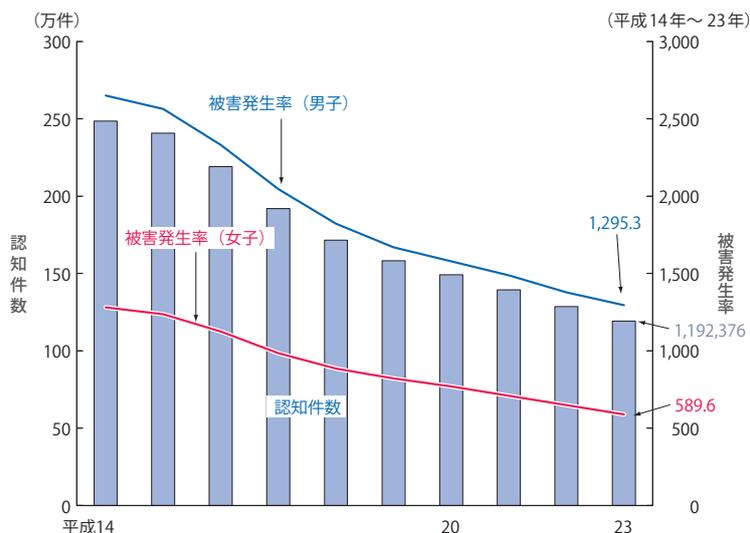
平成14年及び19年の出所受刑者について、出所年を含む5年又は10年の間、各年の年末までに再入所した者の累積再入率を出所事由別（満期釈放又は仮釈放の別）に比較すると、満期釈放者は、仮釈放者よりも累積再入率は相当高い。14年の出所受刑者について見ると、10年以内の累積再入率は、満期釈放者では62.5%、仮釈放者では40.7%であるが、5年以内に再入所した者は、それぞれ、10年以内に再入所した者の90.6%、82.0%を占めている。入所度数別に比較すると、入所度数が多いほど累積再入率は高く、特に入所度数が1度の者と2度の者の差は顕著であり、2度以上の者は、おおむね半数を超える者（約55%）が5年以内に再入所し、入所度数を重ねるに従って、改善更生の困難さが増していくことがうかがわれる。

## 第5編 犯罪被害者

### 1 統計上の犯罪被害者

5-1-1-1 図は、人が被害者となった一般刑法犯の認知件数及び被害発生率（人口10万人当たりの認知件数）の推移（最近10年間）を見たものである。

5-1-1-1 図 人が被害者となった一般刑法犯 認知件数・被害発生率（男女別）の推移



- 注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。  
2 被害者が法人その他の団体である場合を除く。  
3 「被害発生率」は、人口10万人当たりの認知件数（男女別）をいう。  
4 一つの事件で複数の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上している。

人が被害者となった一般刑法犯の認知件数及び被害発生率は、いずれも、平成15年以降、減少・低下している。男子の被害発生率は、女子の2倍以上である。

一般刑法犯による死傷者総数は、平成17年から7年連続で減少している。死傷者中に女子が占める比率は、3割前後である。

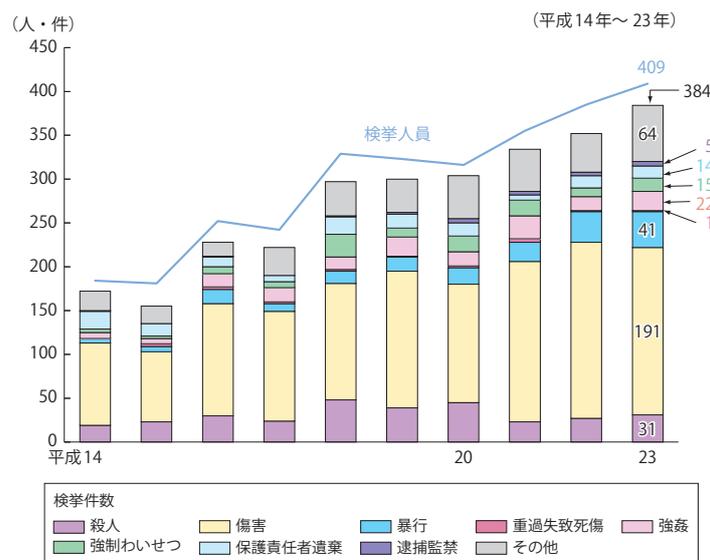
財産犯（強盗、窃盗、詐欺、恐喝、横領及び遺失物等横領）の認知件数及び被害総額は、平成15年から減少していたが、23年は、被害総額が前年から若干増加した。

強姦及び強制わいせつによる女子の被害は、平成16年以降、認知件数・被害発生率ともおおむね減少・低下している。

13歳未満の子供が被害者となった刑法犯の被害者数は、全体として、平成16年以降減少傾向にある。23年における被害者数に占める女子の比率を罪名（強姦を除く。）ごとに見ると、強制わいせつが90.6%、略取誘拐・人身売買が73.5%と高い。

5-1-6-2 図は、児童虐待に係る事件（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）にいう児童虐待の行為（保護者によるその監護する18歳未満の児童に対する虐待の行為）が刑法犯等として検挙された事件）の罪名別の検挙件数及び検挙人員総数の推移（過去10年間）を見たものである。

5-1-6-2図 児童虐待に係る事件 検挙件数・検挙人員の推移（罪名別）



注 1 警察庁生活安全局の資料による。  
 2 無理心中、出産直後の殺人及び保護責任者遺棄を含まない。  
 3 「その他」は、現住建造物等放火並びに暴力行為等処罰法、覚せい剤取締法、児童福祉法、児童買春・児童ポルノ禁止法、青少年保護育成条例及び学校教育法の各違反である。

児童虐待に係る事件は、検挙件数・人員とも、総数で顕著な増加傾向にある。被害者と加害者との関係（加害者の立場）を罪名別に見ると、全体では、父親等によるものが286人（69.9%）と多いが、殺人及び遺棄では、母親等によるものがそれぞれ24人（75.0%）、12人（52.2%）と多い。

## 2 刑事司法における被害者への配慮

近年、犯罪被害者の問題に対する社会的関心が高まり、刑事司法機関等においても、被害者支援のための各種の施策が推進されている。平成17年4月、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）が施行され、これに基づき、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を実現させるため、四つの基本方針、五つの重点課題の下、258の具体的施策を盛り込んだ犯罪被害者等基本計画が策定され、各施策が実施されてきた。さらに、23年3月には、241の具体的施策を盛り込んだ第2次犯罪被害者等基本計画（計画期間は27年度末まで）が策定された。

刑事訴訟法の改正により、平成20年12月から、被害者参加制度が実施されている。この制度では、一定の犯罪の被害者等は、裁判所の決定により、被害者参加人として刑事裁判に参加し、公判期日に出席できるほか、検察官の訴訟活動に意見を述べること、情状事項に関して証人を尋問すること、自らの意見陳述のために被告人に質問すること、事実・法律適用に関して意見を述べることなどができる。そして、被害者参加人が公判期日等に出席する場合において、裁判所は、被害者参加人と被告人や傍聴人との間を遮へいする措置を採ったり、適当と認める者を被害者参加人に付き添わせることができる。

5-2-1-3表は、公判段階における被害者等に配慮した制度の実施状況を見たものである。

5-2-1-3表 公判段階における被害者等に配慮した制度の実施状況

① 被害者参加制度 (平成21年～23年)

年次	被害者参加		被害者等に配慮した制度の実施状況						国選弁護士への委託
			証人尋問	被告人	論告・求刑	遮へい	付添い	弁護士への委託	
21年	560	(22)	130	344	288	50	24	367	131
22	839	(262)	217	484	428	115	40	557	272
23	902	(320)	176	459	454	104	30	632	275

② 被害者等及び証人に配慮した制度 (平成19年～23年)

年次	意見陳述	意見陳述に代えた書面の提出	証人の保護等			被害者特定事項秘匿決定	刑事和解	損害賠償命令の申立て	記録の閲覧・謄写
			遮へい	ビデオリンク	付添い				
19年	1,010	270	1,222	224	70	…	38	…	846
20	1,068	339	1,007	202	86	2,490	35	…	1,012
21	1,119	490	1,094	235	79	3,849	46	162	1,348
22	1,198	557	1,295	261	102	3,854	34	239	1,175
23	1,164	561	1,317	242	136	3,887	30	237	1,278

注 1 司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。  
 2 「被害者参加」は、通常第一審において被害者参加が許可された被害者等の数(延べ人員)である。( )内は、そのうち、裁判員裁判対象事件におけるものであり、平成21年は、5月21日から12月31日までの間の数である。  
 3 「意見陳述」、「意見陳述に代えた書面の提出」、「証人の保護等」、「被害者等特定事項秘匿決定」は、いずれも高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所における被害者等又は証人の数(延べ人員)である。  
 4 「刑事和解」は、高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所において、被告人と被害者等の間で成立した民事上の争いについての合意内容を公判調書に記載した事例数である。  
 5 「損害賠償命令の申立て」は、地方裁判所において、被害者等からの損害賠償命令の申立てを受けた事件の終局件数である。  
 6 「記録の閲覧・謄写」は、被害者等が公判記録の閲覧・謄写をした事例数である。

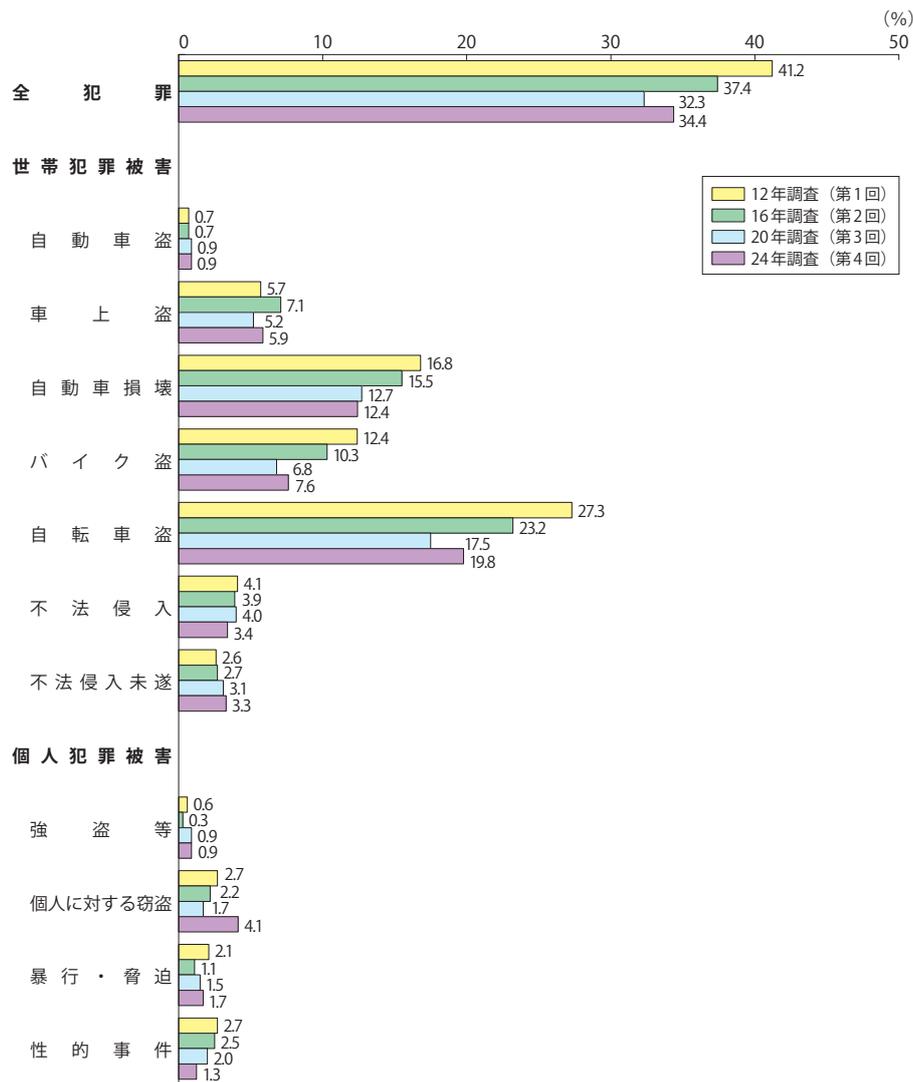
平成23年に通常第一審において被害者参加の申出があった事件のうち、参加が許可された被害者等の数(延べ人員)は902人であった。同年の公判段階における被害者等及び証人に配慮した制度の実施状況は、意見陳述1,164人、遮へい1,317人、ビデオリンク242人、付添い136人、刑事和解30事例、閲覧・謄写1,278事例であった。

### 3 犯罪被害についての実態調査

法務総合研究所においては、平成12年から国際犯罪被害実態調査に参加して第1回犯罪被害実態(暗数)調査(12年調査)を実施し、以後、4年ごとに第2回調査(16年調査)、第3回調査(20年調査)、直近では24年1月に第4回調査(24年調査)を実施した。24年調査は、層化二段無作為抽出法により全国から選んだ16歳以上の男女4,000人を調査対象とし、郵送調査により実施された。なお、対象者数は12年・16年調査では3,000人、20年調査では6,000人であり、これらの調査では、主に訪問調査員による聞き取り方式を用いた。

5-3-2-2図は、過去5年間(調査実施年の前の5年間及び調査実施年頭から調査実施時点までの期間)における被害態様別被害率を12年調査から24年調査までの経年比較で見たものである。

5-3-2-2図 被害態様別被害率（過去5年間）の経年比較

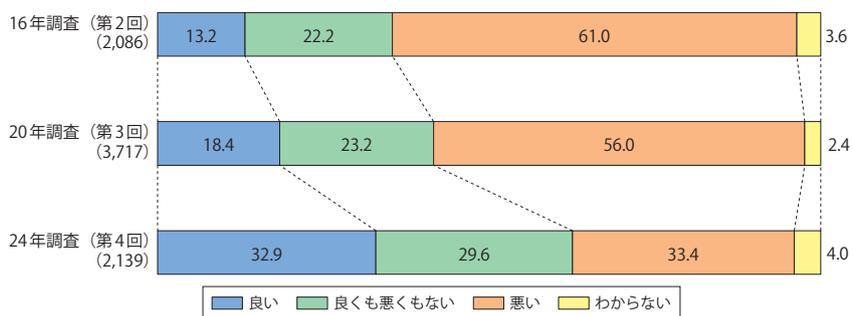


- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 12年調査及び16年調査の調査実施時点は、各調査年における2月であり、20年調査以降の調査実施時点は、各調査年における1月である。  
 3 各犯罪被害の範囲は、厳密には我が国における各犯罪の構成要件と一致しない場合がある。  
 4 「全犯罪」は、世帯犯罪被害又は個人犯罪被害に該当する犯罪被害、すなわち、自動車盗、車上盗（部品盗を含む）、自動車損壊、バイク盗、自転車盗、不法侵入（侵入盗を含む）、不法侵入未遂、強盗等、個人に対する窃盗、暴行・脅迫及び性的事件（強姦、強制わいせつ、痴漢、セクハラ及びその他不快な行為で、一部、法律上処罰の対象とはならない行為を含む。）のうち、いずれかの被害に遭った者の比率である。  
 5 「自動車盗」、「車上盗」、「自動車損壊」、「バイク盗」及び「自転車盗」は、それぞれ、自家用車、バイク及び自転車の保有世帯に対する比率である。  
 6 「強盗等」は、12年調査では恐喝及びひったくりを含み得るが、16年調査では含まず、20年調査以降では含む。  
 7 「個人に対する窃盗」は、12年調査ではひったくりを含み得るが、16年調査以降では含まない。  
 8 「性的事件」は、12年調査及び16年調査では女性回答者に対する比率であるが、20年調査以降では全回答者に対する比率である。

調査対象とした全犯罪被害の被害率は、24年調査時では、20年調査時からの大きな変動はないが、12年調査時から低下している。比較的被害率の高い自動車損壊、バイク盗及び自転車盗については、12年調査から20年調査時までは低下傾向にあるものの、今回は大きな変動は見られなかった。性的事件については、12年調査及び16年調査では女性のみを対象としたのに対し、20年調査以降では男女双方を対象としたため、経年比較はできない（なお、24年調査における女性回答者の過去5年間の性的事件の被害率は2.3%であった。）。

5-3-3-2 図は、我が国の治安に関する認識を経年比較で見たものである。

5-3-3-2 図 現在の我が国の治安に関する認識の経年比較



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 「良い」は、「とても良い」及び「まあまあ良い」を合計したものであり、「悪い」は、「やや悪い」及び「とても悪い」を合計したものである。  
3 無回答の者を除く。  
4 ( ) 内は、回答者総数の実人員である。

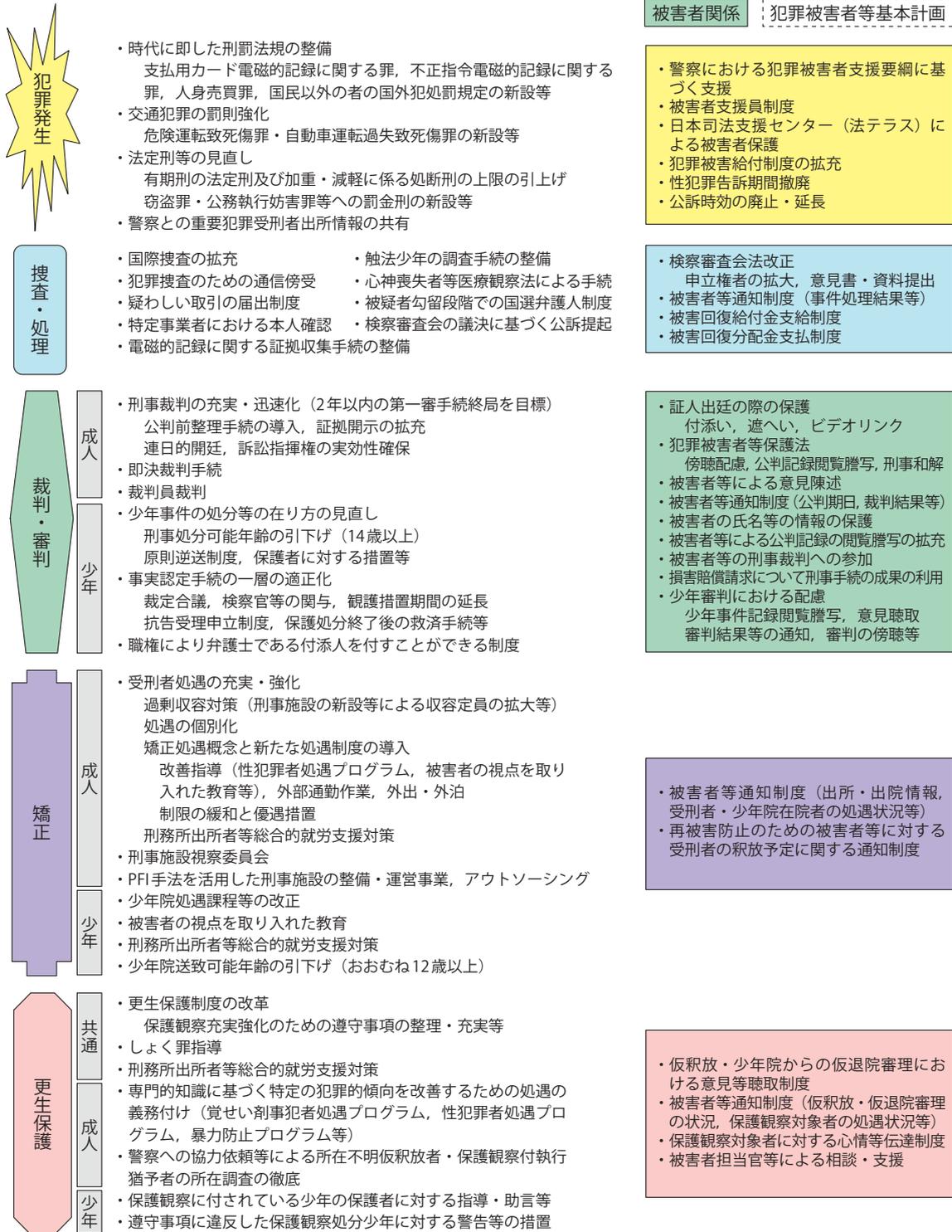
過去の調査と比べ、我が国の治安を「良い」とする者の比率が一貫して上昇し、「悪い」とする者の比率が一貫して低下する傾向が見られる。

# 第6編 刑事司法制度の改革

## 1 刑事司法制度改革の概要

刑事司法制度改革に向けた取組の概要は、6-1-1図のとおりである。

6-1-1図 刑事司法制度改革の概要



## 2 裁判員制度

6-2-2表は、平成21年から23年までの裁判員裁判対象事件（裁判員裁判の対象事件及びこれと併合された事件）の通常第一審の新規受理・終局処理（移送等を含む。）人員を罪名別に見たものである。

6-2-2表 裁判員裁判対象事件 通常第一審の新規受理・終局処理人員（罪名別）

（平成21年～23年）

区分	総数	殺人	強盗致死	強盗致傷	強盗	傷害致死	強姦致死	強姦	強制わいせつ致死傷	危険運転致死	現住建造物等放火	通偽	貨造	銃刀法	覚せい剤取締法	麻薬特例法	その他
新規受理人員																	
21年	1,198	270	51	295	61	72	101	58	13	98	48	13	90	1	27		
22	1,797	350	43	468	99	141	113	105	17	179	78	5	153	5	41		
23	1,790	370	39	411	82	167	155	107	20	167	50	3	173	3	43		
終局処理人員																	
21年	149	36	3	42	1	9	14	9	—	11	5	—	17	—	2		
22	1,530	359	51	402	52	115	92	63	20	133	39	13	113	36	42		
23	1,570	345	42	331	53	134	101	88	17	155	31	2	169	39	63		

（参考）想定対象事件の通常第一審終局処理人員（罪名別）

（平成16年～21年）

16年	3,308	795	126	890	105	277	270	141	50	297	103	40	80	83	51		
17	3,231	795	130	871	85	219	213	132	42	307	182	51	55	80	69		
18	2,878	675	112	813	90	231	237	123	51	270	66	33	23	110	44		
19	2,436	590	72	611	69	153	207	136	50	265	50	29	99	73	32		
20	2,208	557	78	511	62	201	189	128	29	223	39	9	56	98	28		
21	1,921	469	80	481	66	166	129	75	20	176	36	6	141	63	13		

- 注 1 最高裁判所事務総局の資料による。  
 2 新規受理人員は、受理時において裁判員裁判の対象事件であったものの人員をいい、起訴状ごとに算定している。複数の異なる罪名の裁判員裁判の対象事件が起訴された場合は、法定刑の最も重い罪名に計上している。  
 3 終局処理人員は、裁判員裁判により審理された事件の終局処理人員（移送等を含む。）であり、終局裁判ごとに算定している。有罪（一部無罪を含む。）の場合は処断罪名に、無罪、その他の場合は、当該事件に掲げられている訴因の罪名のうち、裁判員裁判の対象事件の罪名（複数あるときは、法定刑が最も重いもの）にそれぞれ計上している。  
 4 「その他」は、保護責任者遺棄致死、逮捕監禁致死、激発物破裂並びに爆発物取締罰則、組織的犯罪処罰法及び麻薬取締法の各違反等である。ただし、終局処理人員の「その他」は、裁判員裁判の対象事件ではない罪名を含む。  
 5 （参考）は、想定対象事件（裁判員法施行後であったとすれば裁判員裁判の対象事件となったと想定される事件）のほか、平成21年については、裁判員裁判対象事件を含む。

平成23年においては、新規受理人員では、強盗致傷（延べ411人）が最も多く、次いで、殺人（同370人）、覚せい剤取締法違反（同173人）、現住建造物等放火及び傷害致死（同各167人）の順であり、終局処理人員では、殺人（自殺関与及び同意殺人を除く。345人）、強盗致傷（331人）、覚せい剤取締法違反（169人）、現住建造物等放火（155人）、傷害致死（134人）の順であった。

平成23年に通常第一審で終局判決に至った裁判員裁判対象事件において、裁判員候補者名簿登載者の中から選定された候補者のうち、選任手続期日への呼出しが行われた者（呼出しが取り消された者を除く。）は延べ5万6,332人、そのうち出席した者は延べ4万4,150人であり、出席者の占める比率（出席率）は78.4%であった。また、裁判員等に選任された者は1万1,803人であり、裁判員候補者名簿登載者に占める比率（選任率）は3.7%であった。

平成23年に通常第一審で終局判決に至った裁判員裁判対象事件の開廷回数は、大多数が5回以下であり、3回以下は41.0%を占め、平均は4.1回であった。また、審理期間は、6月以内のものは35.3%であり、平均で8.9月であった。

6-2-6表は、平成23年に通常第一審で終局判決に至った裁判員裁判対象事件について、罪名ごとにその有罪・無罪の別及び有罪人員の科刑状況を見たものである。

6-2-6表 裁判員裁判対象事件 通常第一審における判決人員（罪名別・裁判内容別）

(平成23年)

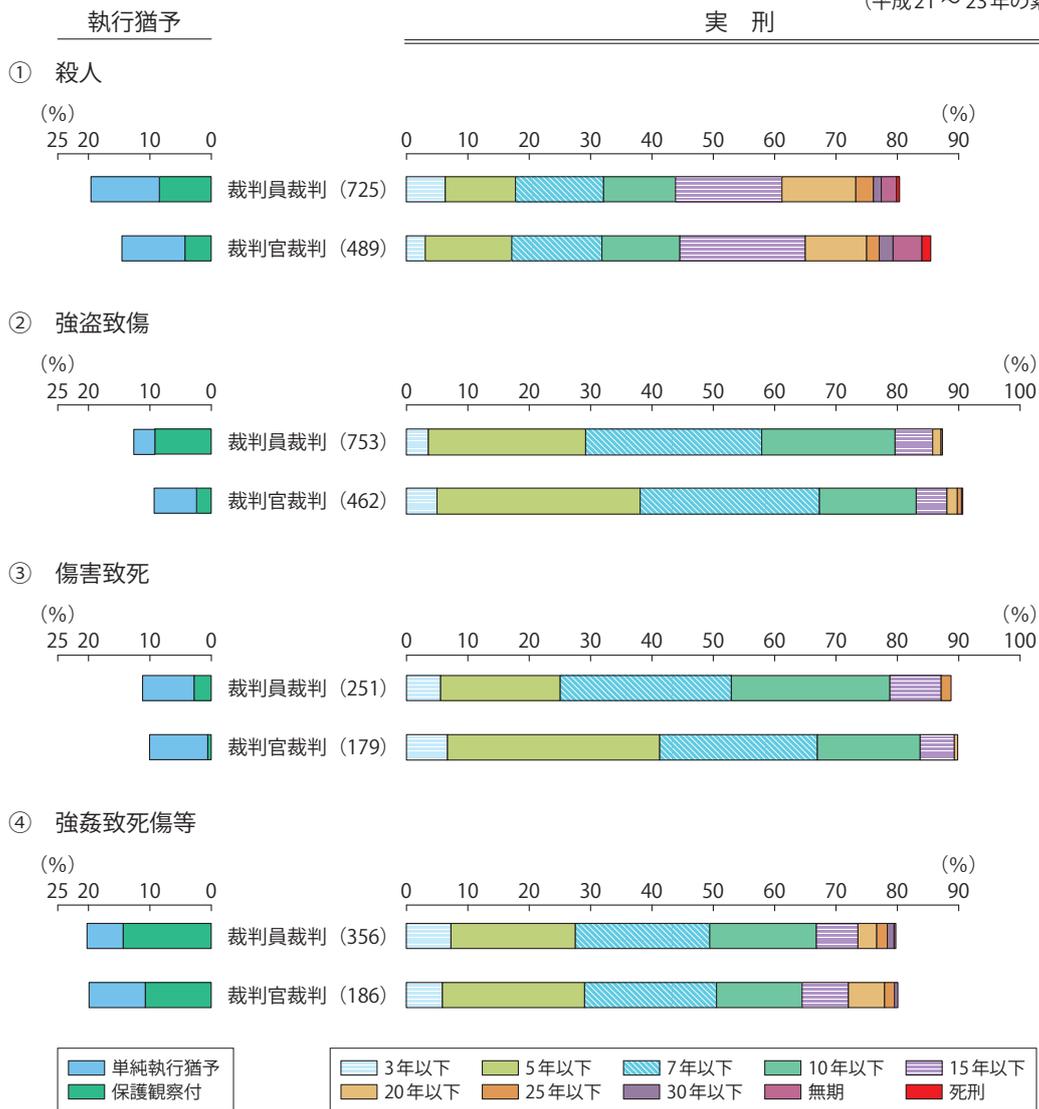
罪 名	総数	無罪	有 罪											家裁へ 移 送		
			死刑	懲 役									3年以下			
				無期	20年を 超える	20年 以下	15年 以下	10年 以下	7年 以下	5年 以下	実刑	執行猶予				
												単純執 行猶予	保 護 観 察 付			
総 数	1,525	10	9	24	44	71	173	306	293	263	91	104	136	1		
殺 人	337	2	2	8	14	37	62	35	48	37	24	41	27	-		
強 盗 致 死	42	-	7	15	9	3	4	4	-	-	-	-	-	-		
強 盗 致 傷	320	1	-	-	1	7	29	77	82	80	10	10	22	1		
強 盗 強 姦	46	-	-	1	7	6	16	12	4	-	-	-	-	-		
傷 害 致 死	131	2	-	-	4	-	12	34	34	28	6	9	2	-		
強 姦 致 死 傷	93	-	-	-	8	8	9	20	29	13	3	-	3	-		
強 制 わ い せ つ 致 死 傷	87	-	-	-	-	-	3	4	11	23	13	9	24	-		
危 険 運 転 致 死	17	-	-	-	-	-	2	2	6	4	3	-	-	-		
現 住 建 造 物 等 放 火	151	-	-	-	1	-	3	8	23	39	20	15	42	-		
通 貨 偽 造	31	-	-	-	-	-	-	-	-	11	3	9	8	-		
保 護 責 任 者 遺 棄	8	-	-	-	-	-	-	2	2	2	1	-	1	-		
致 死	8	-	-	-	-	-	-	2	2	2	1	-	1	-		
逮 捕 監 禁 致 死	25	-	-	-	-	-	-	3	4	7	1	8	2	-		
銃 刀 法	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-		
覚 せ い 剤 取 締 法	167	5	-	-	-	7	21	90	31	5	6	-	2	-		
麻 薬 特 例 法	39	-	-	-	-	1	6	12	14	6	-	-	-	-		
そ の 他	29	-	-	-	-	2	4	3	5	8	1	3	3	-		

- 注 1 最高裁判所事務総局の資料による。  
 2 禁錮又は罰金に処せられた者はいなかった。  
 3 有罪（一部無罪を含む。）の場合は処断罪名に、無罪の場合は裁判終局時において当該事件に掲げられている訴因の罪名のうち、裁判員裁判の対象事件の罪名（複数あるときは、法定刑が最も重いもの）に、それぞれ計上している。  
 4 「その他」は、麻薬取締法違反等であるほか、裁判員裁判の対象事件ではない罪名を含む。  
 5 「単純執行猶予」は、保護観察の付かない執行猶予である。

6-2-7図は、裁判員裁判の対象となる主な罪名について、通常第一審における有罪人員の科刑状況（平成21年から23年の累計）を、裁判員裁判による審理の有無（裁判員裁判・裁判官裁判）別に見たものである。

6-2-7図 裁判員裁判・裁判官裁判別の科刑状況別構成比（罪名別）

（平成21～23年の累計）



注 1 最高裁判所事務総局の資料による。  
 2 「裁判官裁判」は、裁判員裁判により審理されていない事件であり、裁判員法施行前に起訴された想定対象事件である。  
 3 処断罪名について計上した。  
 4 「強姦致死傷等」は、(準)強姦致死傷、集団(準)強姦致死傷及び(準)強制わいせつ致死傷である。  
 5 「単純執行猶予」は、保護観察の付かない執行猶予である。  
 6 ( )内は、実人員である。